

平成24年度 第1回 四万十町地域公共交通会議 会議次第

日時：平成24年5月8日（火）10:00～

場所：四万十町役場東別館2階会議室

1 開会あいさつ（会長）

2 議 題

（1）バス路線の再編について

・H23 公共交通会議後の取り組み内容（報告）

資料1

・新たな路線の再編について「バス路線の運賃について」

資料2

3 その他

H23 公共交通会議後の取り組み内容（報告）

●十和地域 4 路線でコミュニティバスの本格運行開始（平成 23 年 9 月～）

※H23.5.23 に開催したH 2 3 第 1 回四万十町地域公共交通会議にて、バス路線の料金について「協議運賃」の合意を得た。

・ H23.9～H24.2 までの乗車実績

運行日数 99 日

総輸送数 1,486 人

1 日平均輸送数 15.01 人

・ 今後の課題

- ・利用されそうな方等、地域へ入って情報収集
- ・利用に係る情報提供（宣伝活動）
- ・地域の実情に合わせ、より使いやすい形に（路線、ダイヤの改正等）

●十和地域 2 路線での試験運行開始（平成 24 年 3 月～）

・ 運行路線

広瀬・井崎～十和診療所

番所谷～十和診療所～十川橋

□ 既存運行バスと試験運行バスの利用状況

表 1：既存運行バス（下広瀬線（十川橋～下広瀬））と試験運行バス（今回提案路線）の利用状況

	2 月	3 月				4 月			
既存運行バス 日・祝日運休 3 往復／日	23 人 0.32 人／ 便	21 人 0.27 人／便				25 人 0.35 人／便			
試験運行バス 木曜日運行 5 往復／木曜日	—	8 日	15 日	22 日	29 日	5 日	12 日	19 日	26 日
		5 人	3 人	4 人	11 人	6 人	10 人	11 人	12 人
		23 人 1.15 人／便				39 人 1.95 人／便			

資料 1

表 2 : 既存運行バス（大道線（十川橋－大道））と試験運行バス（今回提案路線）の利用状況

	2 月	3 月			4 月				
<u>既存運行バス</u> 日・祝日運休 2 往復／日	22 人 0.46 人／ 便	15 人 0.29 人／便			12 人 0.25 人／便				
<u>試験運行バス</u> 木曜日運行 4 往復／木曜日	—	9 日	16 日	23 日	30 日	6 日	13 日	20 日	27 日
		9 人	5 人	8 人	7 人	6 人	10 人	12 人	10 人
		29 人 1.81 人／便			38 人 2.38 人／便				

※ 月毎利用者合計数の下段は、1 便（1 往復）当たりの平均利用者数

●大正地域 4 路線での試験運行開始（平成 24 年 5 月～）

・運行路線

里川～浦越～大正診療所～J R 土佐大正駅

芳川～大正診療所～J R 土佐大正駅

葛籠川～大正診療所～J R 土佐大正駅

相去～大正診療所～J R 土佐大正駅

※試験運行期間は 3 か月を予定

バス路線の運賃について

1 追加する路線の概要

地域住民の要望を受け、高齢化する住民の移動手段を確保するため、添付資料のとおり路線を追加する。

2 本会議で合意を求めること

この路線は、1 路線ごと 1 週間に 1 回のみ運行であること、また、高齢者や若年層など交通弱者に対し移動手段を確保することが目的であるため、1 回乗降につき 100 円の定額の運賃とする。

このため、道路運送法 9 条に基づき、本会議を活用して路線追加に伴う「協議運賃」の合意を求めるものである。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金） ※第 2～3 項、第 5～6 項は省略

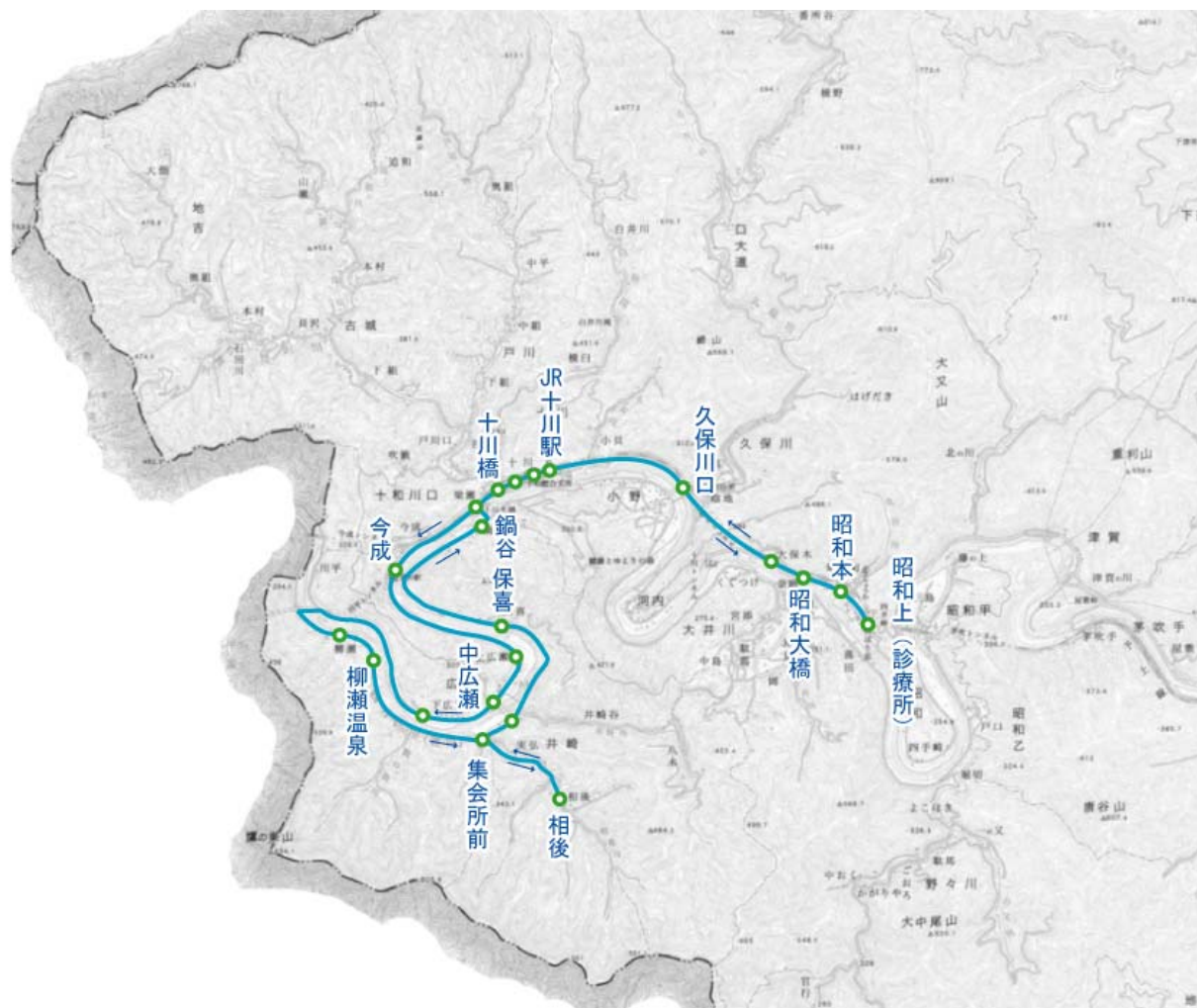
第 9 条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第 31 条第 2 号、第 88 条の 2 第 2 号及び第 5 号並びに第 89 条第 1 項第 1 号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。 これを変更しようとするときも同様とする。

【法の解釈】

バス運賃は上記 1 項に基づき定められているが、上記 2 項により省令で定める関係者（本会議構成員）が合意し、国土交通大臣に届け出ること、1 項で定めた運賃によらず運行することができる。

添付資料



広井線路線図

路線名	運行区間	備考
①広井線	昭和上（診療所）～広瀬・井崎方面～昭和上（診療所）（終点）	